

「控訴審における神社本庁の補充主張とこれに対する東京高裁の判断」

【被控訴人稲に対して】 21 頁～35 頁	【神社本庁の補充主張】	【東京高裁の判断】
ア 解雇理由 1 について		
(ア) 真実相当性について	<p>控訴人は、被控訴人稲が本件文書で摘示した「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実に係る真実相当性（真実と信じるに足りる相当な理由があること）について、原判決がこれを認める判断をする前提となった前記第 2 の 3 (1) ア(ア) a ないし d の各事実の認定・評価に誤りがあるとし、これらを正しく認定・評価すれば、上記真実相当性は認められない旨主張する。</p>	<p>←以下、上記各事実ごとにその主張の当否を検討する。 なお、上記真実相当性は、被控訴人稲が本件文書を理事 2 名に交付した平成 28 年 12 月当時（以下「本件当時」という場合がある。）に同人が認識していた事実を前提に、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を事実と信じるに足りる相当な理由があるといえるかどうかという観点から判断されるべきものであるから、以下においては、本件当時に被控訴人稲が認識していたと認められる事実を前提に、上記各事実についての認定・評価を検討する。</p>
a. 本件売買の価格及び代金決済の方法の点について	<p>控訴人は、関鑑定書に不合理な点がない。日税不動産評価書や三井住友信託銀行評価書は、内容的に不合理であり、本件売買と前提を異にしていること、八千代銀行のために設定された根抵当権の極度額 3 億円は、リノベーションを含めた担保価値を評価したものと考えられること、中央住宅の購入価格 3 億 0 5 0 0 万円もリノベーション後に転売することを前提としていること、リノベーショ</p>	<p>←しかし、本件当時の被控訴人稲は、関鑑定書やその他の不動産評価書の内容の詳細を知り得る立場にはなかったのであるから（同人が、被控訴人瀬尾から得ていた情報は、後記認定のとおり、これらのおおまかな概要にとどまる。）、現時点において、これらの内容の詳細を比較検討し、いずれの評価が正しいかを吟味したとしても、それによって上記真実相当性の判断が左右されるものとはいえない。同様に、八千代銀行による担保評価がリノベーションを含めた</p>

	<p>ンを前提としないアートランドの購入価格が本件売買の価格とほぼ同額であることを理由に挙げ、本件売買の価格1億8400万円は適正な範囲内のものであった旨主張する。</p>	<p>ものであるかどうかは、本件当時の被控訴人稲が知り得る事柄ではないし、中央住宅やアートランドの購入価格に至っては、原審で実施された調査嘱託によって明らかとなった事実であって、これらの事情も上記真実相当性の判断を左右するものとはいえない。</p> <p>この点、本件当時に被控訴人稲が認識していたのは、①本件売買の価格の根拠となった関鑑定書が買主のディンプル社が控訴人に提出したものであり、中立のものとはいえなかったこと、②他方で、1億8400万円よりも高額の評価をした評価書（日税不動産評価書等）もあったこと、③登記簿謄本によれば、百合丘職舎について、ディンプル社への売却から1か月以内にクリエイト西武との売買が成立し、控訴人から同社に直接に所有権移転登記がされたこと、④クリエイト西武が八千代銀行のために設定した根抵当権の極度額が3億円であること等の事実であるところ、上記④の事実については、不動産の担保価値の評価を業として行う銀行が、百合丘職舎の担保価値を3億円と評価していたとの見方もあり得ることからすると、これと上記①ないし③の事実を併せてみた結果として、被控訴人稲が、本件売買の価格の適正性に疑念を抱いたことには、相当な理由があるというべきである。</p> <p>また、松山理事が平成28年5月23日の役員会において本件売買の価格に疑問を呈する発言をし同日、神社ネットに本件売買の価格が異常に安いこと等を指摘する投稿がされるなどして、本件売買につき不当な廉価による取引ではないかとの疑惑（以下「本件疑惑」という。）が指摘されるようになった後の控訴人の対応をみると、同</p>
--	--	--

		<p>月26日の定例評議員会において、評議員の一人が本件売買の売却価格の根拠を示すよう求めたのに対し、控訴人の財政部長は、不動産鑑定書では1億7500万円という評価であったことや他の不動産専門会社の作成した価格調査書等を基に総合的に検討した結果、ディンプル社の提示価格は適正の範囲内であると判断したなどと説明したものの、上記不動産鑑定書や価格調査書等の具体的資料を示したり、その具体的な内容を説明したりすることはなく、質問をした評議員も、「慎重にやればもう少し高く売れたという気がする」などと、控訴人からの説明ではなお納得できない旨の意見を述べており、また、同年10月14日の定例評議員会において、評議員の一人が、本件売買につき入札ができなかった理由を尋ねたのに対し、控訴人の財政部長は、時間的制約等のため随意契約とした旨を回答したが、質問をした評議員は、控訴人の説明に納得し難い旨の意見を述べている。そして、本件売買の価格等の適正性を調査するために調査委員会の設置が決定されたのは、松山理事の上記発言から約10か月後の平成29年3月のことであり、それまでの間に、控訴人が、評議員や関係者らに向けて、本件売買の価格が適正であることについて具体的な資料を示すなどして説明を行った事実はうかがわれぬ。以上の経過に鑑みれば、本件当時は、本件疑惑が指摘され、それが控訴人の役員、評議員や関係者らにも広く知られていた状況であったにもかかわらず、評議員会の場合等において、控訴人からその疑惑を晴らすための十分な説明がされていたとはいえない状況にあったといわざるを得ない。</p> <p>そうすると、本件当時の被控訴人稲が、上記状況の下において、自</p>
--	--	---

		<p>らが認識し得た前記①ないし④の事実に基づき、本件売買の価格が一般的な取引価格に比べて相当低額なものであると考えたことは、相当な理由があるというべきである。</p> <p>(なお、事案に鑑み、本件当時の被控訴人稲には認識がなかったが、現時点で明らかなアートランドによる百合丘職舎の購入価格が1億8000万円である事実を踏まえて、本件売買の価格の相当性について付言すると、アートランドの上記購入価格は、百合丘職舎の建物に構造上の瑕疵が多数あることが判明した後に、建物を取り壊すことを前提に決定されたものであり、その金額は、土地のみの価格を前提に、アートランドが負担する建物の取壊し費用を控除して定められたものと考えられる。他方、本件売買当時には、建物の瑕疵の存在は判明しておらず、本件売買の価格は、建物の存続を前提として決定されたものであり、その金額は、土地と建物を併せた価格として定められたものと考えられるから、その価格が、アートランドの購入価格とほぼ同額であるという事実は、本件売買の価格が、土地と建物を併せた一般的な取引価格より相当低額に設定されていることをうかがわせるといわざるを得ない。)</p>
<p>b. 本件売買の価格決定及び承認の過程に不審があるとの点について</p>	<p>控訴人は、控訴人の内部手続との関係から、過去に控訴人との取引実績のあるディンプル社を売却先とするメリットが大きかったこと等の事情を挙げ、控訴人がディンプル社を売却先とするは何ら不審なことではなく、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があるとする原判決の認定・評価は誤りである旨主張する。</p>	<p>←しかし、本件当時に被控訴人稲が認識していた事実、すなわち、本件売買の価格である1億8400万円よりも高額の評価をした評価書が存在していたにもかかわらず、買主のディンプル社が控訴人に提出したもので、中立のものとはいえない関鑑定書に基づいて本件売買の価格が決められたという事実からすれば、被控訴人稲が、本件売買の価格決定の中立性・客観性に疑念を抱いたことは不合理</p>

		<p>とはいえない。しかも、本件売買の価格決定の過程をみると、部長会、常務理事会、役員会及び評議員会のいずれの場面においても、担当部長からは、関鑑定書の評価額についての説明はあったものの、それが買主であるディンプル社から提出されたものであることや関鑑定書を上回る評価をした評価書があることについては何ら説明されていないのであり（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(5)サ、ス（補正後のもの））、このことについては、関鑑定書に基づく本件売買の価格を正当化するために、あえて都合の悪い事実の報告を避けたとの見方もあり得るのであって、この点も併せてみた結果として、本件当時の被控訴人稲が、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたことには、相当な理由があるというべきである。そして、控訴人の内部手続との関係でディンプル社を売却先とすることが控訴人にとって好都合であるという実情があったとしても、そのことは、上記の判断を左右するものとはいえない。</p>
<p>c. ディンプル社等が本件売買以前にも利益を上げていたとの点について</p>	<p>(a) 控訴人は、ディンプル社やメディアミックス社が本件売買以前の控訴人等との取引で得た利益は、営利法人としての適正な範囲内の利益であるなどとして、ディンプル社等が好条件の取引により利益を得ていたとする原判決の認定・判断は誤りである旨主張する。</p>	<p>←しかし、ディンプル社は、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(オ)（補正後のもの）のとおり、平成12年の本件財団及び控訴人による会館旧施設の売却に際し、売主と買主の交流状況からみて多額の手数料を支払ってまで不動産業者による仲介の必要性があったかは疑問であるのに、これを仲介することにより合計約855万円もの仲介手数料を得ているのであり、また、本件財団による財団新施設の購入に際しては、約3か月後の転売によって代金の1割に相当する約4000万円の粗利を得ているのであって、こ</p>

		<p>れらについては、第三者からみれば、ディンプル社にとって好条件とみられる取引によって利益を得たと評価されてもやむを得ない事実ということができる。</p> <p>控訴人は、財団新施設の購入について、ディンプル社が同施設の入居者らを立ち退かせなければならない責任とリスクを負っていたことからすれば、4000万円の粗利を得たとしても好条件の取引とはいえない旨主張するが、そのような取引の内情は、本件当時の被控訴人稲が知り得ない事情であり、被控訴人稲が認識し得た範囲の上記の外形的事実からすれば、本件当時の被控訴人稲が、ディンプル社が好条件の取引によって利益を得ていると考えたことには、相当な理由があるというべきである。</p>
	<p>(b) ディンプル社による中野職舎及び青山職舎の購入についても、ディンプル社にとって有利な取引とみることができ、ディンプル社の関連会社といえるメディアミックス社も雑誌の販売事業により本件財団や控訴人の負担や協力の下で継続的に利益を得ているところ（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(オ)（補正後のもの））、控訴人は、上記各取引によってディンプル社等が得た利益は、営利法人としての活動により通常得られる利益にすぎず、何ら不当な利益を得ているものではない旨主張する。</p>	<p>←しかし、仮にそうだとした場合、ディンプル社及びその関連会社が、控訴人及びその関係団体と継続的な取引を行うことにより利益を得ていること自体が、両者の間に特別な関係があるとの疑念を生じさせ得るものであり、このことと前記a及びbの事情とを併せてみた結果として、本件当時の被控訴人稲が、本件売買のみならず、本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が自社に有利な条件の下で控訴人やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えてきたことには、相当な理由があるというべきである。</p>

<p>d. 被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの点について</p>	<p>(a) 控訴人は、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けた旨の被控訴人瀬尾の供述には信用性がないから、これによって当該事実を認めることはできない旨主張する。</p>	<p>←しかし、上記の点に係る被控訴人瀬尾の供述が十分信用するに足りるものであることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(カ)(補正後のもの)に判示のとおりである。</p>
	<p>(b) 控訴人は、被控訴人瀬尾は、財政部長として本件売買を最終段階まで進めてきた責任者であり、その責任を問われかねない状況にあったことからすると、自己保身のために田中総長らに責任を転嫁する虚偽の供述に至ったものと考えられる旨主張する。</p>	<p>←なるほど、被控訴人瀬尾には、本件疑惑が追及される中で、自己保身のために他に責任を転嫁するような虚偽の供述をする動機がなかったとはいえない。しかし、その方法として、控訴人組織のトップである田中総長や有力者である打田会長に対して責任を転嫁するような虚偽の供述をすることは、組織内での自らの立場を悪化させることが明らかな極めて不合理な行動であり、あえてそのような行動に及ぶ理由は認め難い。</p>
	<p>(c) 控訴人は、被控訴人瀬尾が、本件売買について、平成27年3月の部長会及び常務理事会では、業者仲介により買い手を探す旨説明して了解を得たにもかかわらず、同年4月の部長会で、突然ディンプル社に売却するとの提案をしたことについて、部長会や常務理事会は、出席者らの意見交換や情報共有の場にすぎないから、次の会合で別の妥当な意見が出れば、その意見が採用されることもあり得るとして、被控訴人瀬尾が部長会で前回と異なる提案をしたからといって、上位者からの示唆があったとはいえない旨主張する。</p>	<p>←しかし、本件の経過をみると、平成27年3月2日の部長会及び同月18日の常務理事会で業者仲介による旨の説明がされ、出席者の了解が得られた後、同年4月1日の部長会でディンプル社に売却するとの提案がされるまでの間に、部長らの中でディンプル社への売却案についての意見交換等がされた事実はいかかわらず、同日の部長会でも、本件売買に関し、他の部長らからの意見もない中で、被控訴人瀬尾が突然ディンプル社への売却案を提案し、これに対して他の部長らからはむしろ異論が出されるなどしている(引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(5)カ～ク)。このような経過に照らせば、ディンプル社への売却案は、部長会等での意見交換の中で出てきたものではなく、同年3月18日の常務理事会から同年4</p>

		<p>月1日の部長会までに生じた何らかの事情により、被控訴人瀬尾の判断で提案するに至ったものとみるのが自然であるところ、その事情とは、被控訴人瀬尾が述べるとおり、田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたことであると考えれば、上記の経過を合理的に理解し得るのであり、このことは、被控訴人瀬尾の上記供述の信用性を裏付ける一つの事情といえることができる。</p>
	<p>(d) 被控訴人瀬尾が財政部長として百合丘職舎の売却案件に関与していた当時、その部下である財政課長として同案件に関与していた岡本典正（以下「岡本課長」という。）は、その陳述書（乙129）において、①牛尾課長から「ディンプル社の高橋社長が怒っている」という話は聞いていないし、被控訴人瀬尾からもそのようなことを言われたとは聞いていない旨、②被控訴人瀬尾が田中総長に相談した際の会話は、被控訴人瀬尾の方から過去に実績のあるディンプル社への売却案を示したところ、田中総長がこれを了承したというものであった旨を供述する。</p>	<p>←しかし、上記①の供述については、牛尾課長と被控訴人瀬尾との意見交換に、岡本課長が同席していたことを認めるに足りる証拠はないし、牛尾課長の発言が打田会長の関与をうかがわせるもので、配慮を要する内容であることからすると、被控訴人瀬尾が部下である岡本課長に伝えるのを控えたことも十分あり得るから、牛尾課長の発言に関する被控訴人瀬尾の供述と矛盾するものとはいえない。</p> <p>←また、上記②の供述は、ディンプル社への売却案を持ち出したのが、田中総長ではなく、被控訴人瀬尾であるとする点において、被控訴人瀬尾の供述と矛盾するところ、岡本課長の供述は、田中総長自身が、自分から被控訴人瀬尾に対し、「今まで付き合いのあったディンプルに声はかけたのか。」と発言したことを自認していること（平成29年4月26日の被控訴人瀬尾との面談記録（乙28）4頁）と矛盾していることに照らせば、上記②の供述は採用できない。そうすると、岡本課長の上記各供述は、被控訴人瀬尾の供述の信用性を覆すものではない。</p>

		<p>(e) したがって、被控訴人瀬尾の供述の信用性を争う控訴人の主張は採用することができず、同供述は十分信用に足りるものであるから、これに基づいて、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認めることができる。また、本件当時の被控訴人稲が、被控訴人瀬尾からの情報提供に基づき、上記事実の存在を信じたことには、相当な理由があるというべきである。</p>
		<p>e 小括</p> <p>以上を総合すれば、本件当時の被控訴人稲において、①本件売買の価格が一般的な取引価格より相当低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であると考えたこと、②本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたこと、③本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が有利な条件の下で控訴人やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えたこと、④田中総長らから被控訴人瀬尾に対しディンプル社への売却の示唆があったと考えたことにはそれぞれ相当な理由があったものといえるところ、被控訴人稲が、これらの事情を総合した結果として、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(ク)・73頁13行目以下の事実、ひいては、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じたことには、相当な理由があるというべきである。</p>

<p>(イ) 通報目的の正当性について</p>	<p>a 控訴人は、被控訴人稲が本件文書を理事らに交付した目的は、多数派を形成し選挙で人事を一新することなどではなく、外部からの圧力をかけることで組織を破壊すること、あるいは、個人的に反感を持つ田中総長らを陥れることにあったのであり、正当な目的ではなかった旨主張する。</p>	<p>←しかし、本件当時の被控訴人稲が、控訴人組織のトップである田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったものと信じており、そのことに相当な理由があるといえることは、上記(ア)に判示のとおりである。そして、そのように信じていた被控訴人稲が、田中総長らの行為を非難し、控訴人の関係者らに向けて人事の一新等のために行動を起こすことを呼びかける内容の本件文書を作成し、これを控訴人の理事2名に交付したという事実経過に照らせば、その目的が、田中総長らの背任行為を関係者らに知らしめ、これを非難する側の多数派を形成することで、控訴人組織の人事の一新を図ることにあったことは優に認定できるというべきである。</p> <p>田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったものと考えていた被控訴人稲において、その責任追及や人事の一新という目的を超えて、組織を破壊する又は田中総長らへの個人的反感を晴らすために、自らの地位を危うくするおそれを冒してまで本件文書の作成・交付に及ぶとはにわかに考え難く、これを認めるに足りる証拠はない。</p>
	<p>b 控訴人は、上記主張の根拠として、被控訴人稲がその後他の役員に働きかけるなどの行動をしていないこと、調査委員会の進捗と結果をみることなく、内部文書を阿部警部補に交付していることを指摘する。</p>	<p>←しかし、本件当時の被控訴人稲の立場からみれば、組織のトップである田中総長らを非難する内容の働きかけを多数の役員らに広く行うことは、自らの地位を危うくするおそれが高い行動といえるから、そのような行動を控え、まずは、本件文書の内容に理解を示す可能性のある少数の理事のみに働きかけを行うことは自然な行動であり、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものとはえない。</p>

		<p>そして、被控訴人稲が本件文書を理事2名に交付した後、程なくして本件文書（匿名化版）が控訴人の秘書部長にわたり、部長会でその作成者の探索が行われるなどしたこと（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(8)イ、ウ）からすれば、その後、被控訴人稲が他の役員らへの働きかけを行わなかったことは、自己防衛のための当然の対応といえるのであり、この点も、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものではない。</p> <p>また、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書a～jを交付したのは、平成29年3月8日及び同月18日頃のことであるところ（前同(12)ア）、これらは、調査委員会の設置が役員会で決定された同月13日（前同(11)ウ）の前後のことであり、その時点では、委員の人も選ばれておらず、調査の実効性も定かではなかったのであるから、そのような状況の中で、調査委員会で真相究明がされない場合に備えて警察官に相談することは、不合理な対応とはいえず、この点も、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものとはいえない。</p> <p>c したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>
<p>(ウ) 手段方法の相当性について</p>	<p>控訴人は、被控訴人稲が本件文書交付した行為について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書を作成・交付し、それがそのまま広く伝播するに任せたものであり、通報の手段方法として相当といえない旨主張する。</p>	<p>←しかし、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)カ（補正後のもの）に判示するとおり、被控訴人稲が自ら行った行為は、控訴人組織の一員である理事2名に対する本件文書の交付にとどまり、結果として、本件文書（匿名化版）が多数の関係者らやマスコミにまで配布される事態が生じたことについては、それが被控訴人</p>

		<p>稲の意思に反するものであったとは認められず、その責任の一端が同人にあることは否定できないとしても、本件文書の拡散行為に被控訴人稲自身が関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったとも認め難い。そうすると、被控訴人稲について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書が広く伝播するに任せたと評価することはできない。</p> <p>したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>
イ 解雇理由2について	<p>控訴人は、本件売買は背任行為と疑われるような取引ではないとの前提に立った上で、それにもかかわらず、被控訴人稲が、組織ぐるみで背任行為が行われているかのように記載した本件文書を作成・交付し、それが広く伝播しつつある状況の中で、「しらを切り通した」ことは、相当問題のある非違行為である旨主張する。</p>	<p>←しかし、本件当時の被控訴人稲が、田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったと信じたことには相当な理由があるといえることは、前記ア(7)に判示のとおりであるから、控訴人の上記主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。</p> <p>そして、被控訴人稲の解雇理由2に係る行為が解雇に相当するものといえないことは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(2)ウに判示のとおりである。</p>
ウ 解雇理由3について	<p>控訴人は、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書a～jを交付したことについて、公益通報者保護の趣旨等に照らして違法性が阻却されるための要件をいずれも充足しない旨主張する。</p>	<p>←しかし、交付文書a～jに記載された事実のうち、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実について、本件当時の被控訴人稲が真実と信じたことには相当な理由があるといえることは、前記ア(7)に、その他の事実についても真実と信じるに足りる相当な理由があるといえることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(3)ウ(7)(補正後のもの)にそれぞれ判示のとおりであり、被控訴人稲に不正の目的はなく、手段の相当性もあることは、前同(イ)に判示のとおりである。</p> <p>したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>

<p>エ 解雇理由4について</p>	<p>控訴人は、本件売買は背任行為と疑われるような取引ではないとの前提に立った上で、田中総長に対し質問状を送付した被控訴人稲の行為は、同人が全く反省していないことを示すものであり、控訴人の組織の秩序を乱すことが明らかである旨主張する。</p>	<p>←しかし、本件当時の被控訴人稲が、田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったと信じたことには相当な理由があるといえることは、前記ア(ア)に判示のとおりであるから、控訴人の上記主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。そして、被控訴人稲の解雇理由4に係る行為が組織の秩序を乱すとまでいえないものであることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(4)イに判示のとおりである。</p>
		<p>オ 総括</p> <p>控訴人は、被控訴人稲の解雇理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮した結果として、控訴人が懲戒解雇を選択することはやむを得ない旨主張するが、上記アないしエの判示に照らし、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>

<p>【被控訴人瀬尾について】 35頁～38頁</p>	<p>【神社本庁の補充主張】</p>	<p>【東京高裁の判断】</p>
<p>ア 処分理由1について</p>	<p>控訴人は、田中総長らから百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の被控訴人瀬尾の供述は、自らの責任を田中総長らに転嫁しようとした虚偽の供述であって、信用することができないか</p>	<p>←しかし、前記(1)ア(ア)dに判示のとおり、被控訴人瀬尾の上記供述は十分信用に足りるものというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>

	ら、瀬尾発言①ないし④は事実と異なることを述べるものである旨主張する。	
イ 処分理由2について	控訴人は、被控訴人瀬尾が部下らの前で田中総長を「大馬鹿者だ」と非難したことについて、控訴人の組織のモラルを深く傷つけるものであるなどとして、降格とすることが重きに失するとした原判決の判断は誤りである旨主張する。	←しかし、上記発言が、職員同士の宴席における一回限りの発言であることからすると、「控訴人の組織のモラルを深く傷つける」などとする評価は明らかに過大なものであり、被控訴人瀬尾が後に謝罪していることも考慮して、これを理由として降格とすることは重きに失するとした原判決の判断は相当である。 したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。
ウ 処分理由3について	(ア) 控訴人は、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付したことについて、交付文書eは、ディンプル社の高橋社長らと控訴人の新・旧財務部長である木田部長及び被控訴人瀬尾との間で、百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵の存在を控訴人が知っていたか否かを確認するために行われた面談の記録であり、その情報は、当時総合研究部長であった被控訴人稲と職務上共有する必要のないものであるから、これを被控訴人稲に開示した被控訴人瀬尾の行為は、職務上知り得た情報を他に漏らすものであって、情報規程5条2項に違反する旨主張する。	←しかし、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付した時期は、ディンプル社の高橋社長らと被控訴人瀬尾らの2回目の面談が行われた平成29年3月10日（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(11)ア）から、被控訴人稲から阿部警部補への2回目の文書交付が行われた同月18日（前同(12)ア）までの間であったと考えられるところ、この頃の控訴人においては、本件疑惑が指摘され、本件文書（匿名化版）が多数の関係者やマスコミにまで配布される事態を経て、その調査のために調査委員会の設置が決定されるなど、本件疑惑についての真相究明が組織全体の課題となっていた時期であるから、控訴人の幹部職員である部長同士の間で本件売買に係る情報を共有することについては、各自の所管業務のいかに関わらず、職務上の必要性がなかったとはいえない。 したがって、いずれも当時控訴人の部長職にあった被控訴人瀬尾から

		被控訴人稲に交付文書 e を交付した行為をもって、職務上知り得た情報を他に漏らすものと認めることはできず、控訴人の上記主張は採用することができない。
	(イ) 控訴人は、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書 e を交付した時期は本件疑惑が問題となっていた時期であるところ、そのような時期に、渦中の百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵に関わる情報を、職務上関係のない被控訴人稲に渡すということは、そこから先に流れることも容認していたものと推認できる旨も主張する。	←しかし、上記(ア)のとおり、本件疑惑の解明が組織全体の関心事になっていたことからすれば、本件売買に係る情報の交換を部長同士の間で行うことは、格別不自然な行動とはいえないのであって、そこから直ちに特定の意図や思惑等を推測することはできない。
エ 処分理由 4 について	控訴人は、被控訴人瀬尾が田中総長宛てに質問状を送付したことについて、被控訴人瀬尾に反省が見られないことを示す事情であり、他の理由と相まって懲戒処分の相当性を示す事情といえる旨主張する。	←しかし、被控訴人瀬尾の上記行為自体が就業規則の懲戒事由に該当しないことは、引用に係る原判決「事実及び理由」第 3 の 4 (4) イに判示するとおりであるし、処分理由 1 及び 3 が懲戒事由に該当せず、処分理由 2 は懲戒事由に該当するものの、降格の処分を相当とするまでのものではないことからすると、処分理由 4 が他の処分理由と相まって懲戒処分の相当性を示す事情であるともいえない。 したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。
		オ 総括 控訴人は、被控訴人瀬尾の処分理由 1 ないし 4 に係る一連の行動を総合考慮した結果として、控訴人が降格処分を選択することはやむを得ない旨主張するが、上記アないしエの検討結果に照らし、控訴人の上記主張は採用することができない。

